

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 489

事務事業名	中学校就学援助事業
-------	-----------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	教育委員会事務局		
課名	教育総務課		
課長名	西村 隆	内線	377
担当者名	小家松 朋子	内線	362

基本目標		人を育むまち
政策	010202	豊かな学力と生きる力を育む教育の充実
施策		小・中学校教育の充実
関連施策		

会計	01	一般会計
款	10	教育費
項	3	中学校費
目	2	教育振興費
事業コード	030000	

事業類型	4	ソフト事業(任意)
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	大村市に住所を有し、経済的理由によって学用品費や給食費等の支払いが困難な生徒の保護者		
意図 対象をどのような状態にしたいか	「教育の機会均等」の観点から、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対し、学用品費・給食費等必要な援助を行い、保護者の負担を軽減することで、義務教育の充実を図る。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	新入学用品費、学用品費、通学用品費、通学費、体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費及び医療費を援助する。		
事業期間	年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営、補助
根拠法令、要綱等	教育基本法第4条、学校教育法第19条、大村市就学援助要綱		
国・県補助事業に係る本市単独施策	有	世帯の収入が平成25年度の生活保護基準の1.3倍以下の世帯を対象としている。	

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 認定者数(準要保護+要保護)	計画値	529	545	546	562	
		実績値	548	569	578		
	達成度	%	103.6%	104.4%	105.9%		
	②	計画値					
実績値							
成果指標	① 経済的に困窮している生徒の保護者への援助を行う	計画値					
		実績値					
	達成度	%					
	②	計画値					
実績値							
	達成度	%					

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	24,465	27,450	28,442	28,793	35,011	35,011	35,011	0
国庫支出金	461	743	578	546	754	754	754	
県支出金			135	83				
地方債								
その他								
一般財源	24,004	26,707	27,476	28,164	34,257	34,257	34,257	
② 人件費(千円)	1,290	1,184	1,511	1,554	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.15	0.15	0.30	0.20				
時間外勤務(時間)	49	25	77	50				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	25,755	28,634	29,953	30,347				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

<b>事業の進捗状況</b> 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	全保護者に配布・周知し、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費等必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図っている。
<b>事業が抱える問題・課題等</b>	学用品費等について、年度途中で認定が廃止された際に生じる返還金の未納が発生している。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対し、援助を行うことで、教育の機会均等を図る。						
有効性	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	市で就学援助制度を運営している。						
効率性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	毎年認定者がおり、制度が十分に活用されている。今後も、制度周知徹底を行い、十分活用していきたい。						
効率性	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	必要な援助を行うことで、保護者の負担軽減につながるため経済的支援は有効である。						
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	要保護については、補助対象及び割合について国の基準がある。準要保護についても、要保護に準じて必要な援助を行っており、削減の余地はない。						
効率性	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
	要保護については、補助対象及び割合について国の基準がある。準要保護についても、要保護に準じて必要な援助を行っており、削減の余地はない。						

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

<b>内容</b> 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	今後も保護者負担軽減と教育の機会均等を図ることを目的とし、引き続き取り組む。返還金の未納者に対しては、督促の通知や電話また、自宅訪問等を行うこととする。
<b>効果</b> 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。